

令和7年度みえ森と緑の県民税普及啓発業務 仕様書

1 目的

三重県では、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」（以下「県民税」という。）を導入し、「災害に強い森林づくり」と、「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿った取組を進めています。

県民税の導入から10年以上経過するなか、県民を対象としたアンケート調査においては、県民税の認知度は20～30％程度にとどまっており、認知度の向上や県民税への理解促進に向けて、さらなる普及啓発に取り組む必要があります。

本業務は、さまざまな広報媒体を活用した幅広い普及啓発と、ターゲットを絞った普及啓発を効果的に実施し、県民税の認知度向上を図るとともに、体験イベントの開催などを通じて、多面的機能の発揮により私たちの暮らしを支える森林の重要性や木材利用の意義について、県民の理解を促進することを目的とします。

2 委託業務名

令和7年度みえ森と緑の県民税普及啓発業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発（3媒体以上）

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、YouTube、SNS、映画館CMなど、さまざまな広報媒体を活用した普及啓発を以下の点に留意しつつ、3媒体以上実施する。

- ・さまざまな年代に情報が届くよう、バランスのとれた媒体を選定すること。
- ・期間を通じてバランスの取れた普及啓発を行うこととする。
- ・県民税を活用した事業の成果や効果とあわせて、森林の重要性や木材利用の意義について発信する内容とすること。
- ・既存の普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。なお、新たに普及啓発ツール・グッズを制作することも可能とする。

（2）ターゲットを絞った普及啓発（1件以上）

県民税の普及啓発を効果的に進めるため、例えば、自然体験に関心のある方をターゲットに、キャンプ場などの自然体験施設での発信、アウトドア関係イベントでの発信、アウトドア関連企業と連携した発信など、ターゲットを絞った普及啓発を以下の点に留意しつつ、1件以上実施する。

- ・県民税を活用した事業の成果や効果とあわせて、森林の重要性や木材利用の意義について発信する内容とすること。

- ・既存の普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。なお、新たに普及啓発ツール・グッズを制作することも可能とする。

(3) 体験イベントの開催（1件以上）

森林公園などの野外フィールドや木製品製作事業者の工房などを会場として、森林の重要性や木材利用の意義について学べる体験イベントを1件以上実施する。

- ・募集対象は、親子（子どもは小学生程度）とし、参加費は無料とする。
- ・イベントの所要時間は、半日程度とする。
- ・募集人数は、20名程度とする。

なお、(1)～(3)の業務の概要、実施方法、工程計画を含めた業務計画書を作成すること。

(4) 提案の参考資料

以下の資料を参考にしつつ、提案を実施すること。

- ・三重の森林づくりに関する県民意識調査結果報告書
<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/000268771.htm>
- ・令和6年度実施分e-モニターの調査結果
<https://www.pref.mie.lg.jp/e-kocho/index.htm>
- ・みえ森と緑の県民税事業成果報告書
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001163388.pdf>

(5) 既存の普及啓発ツール・グッズ

以下の普及啓発ツール・グッズについて、記載の数量を限度に三重県から提供する。また、データの提供は可能とし、必要に応じて、受託者において追加で作成すること。

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ・チラシ | (A4サイズ1ページ) | 500 |
| ・リーフレット | (A4サイズ観音開き) | 500 |
| ・ポスター | (B2サイズ)(2種類) | 100 (2種類合計) |
| ・クリアファイル | (6種類) | 1,000 (6種類合計) |
| ・タオルハンカチ | | 100 |
| ・鉛筆 | | 300 |
| ・ウェットティッシュ | | 300 |
| ・PR動画：データの提供 | | |

<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/m0118500202.htm>

(6) その他

- ・業務実施にあたっては、提案事項をもとに業務内容等を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。

- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・見積りには、委託業務の実施に必要な費用の一切を含めること。

5 成果品等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書1部及び業務で作成した電子データ等を提出すること。

成果品等の所有権は、三重県へ成果品等の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

また、成果品等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果品等に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

(1) 提出期限 令和8年3月13日(金)

(2) 提出先 三重県農林水産部みどり共生推進課